

# 令和6年瑞穂町農業委員会5月総会

令和6年5月23日、令和6年瑞穂町農業委員会5月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

## 農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実 【欠席】
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭 【欠席】	8番	西村一彦 【欠席】
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

## 農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	宮野 裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
  - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の解約の届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町農業委員会 5 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、11 番委員の吉岡 昭夫さんと 1 番委員の榎本 雄一さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 5 月 17 日 (金) 午後 2 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんの従業員より聞き取りを行いました。主要作物として、トウモロコシ、トマト、ブロッコリー、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約 400 a。農業従事者は本人、妻、従業員が 2 名、研修生が 4 名です。農業従事日数は本人が 350 日、妻が 300 日、従業員が各 280 日、研修生が各 250 日です。所有機械はトラクター 4 台、管理機 8 台、2 トントラック 1 台、軽トラック 3 台、軽バン 2 台等です。販路につきましては量販店、給食です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、葉物野菜を栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は量販店、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第1号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月17日(金)午後3時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、コマツナ、ネギ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約550a。農業従事者は本人、妻、従業員です。農業従事日数は本人が330日、妻が200日、従業員が延べ800日です。所有機械はトラクター2台、軽トラック2台、管理機4台等です。販路につきましては、量販店、給食です。取得農地の営農計画はサツマイモ、緑肥、コマツナ、カブを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は給食、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1番委員

(榎本 雄一 君) 議案第1号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月17日(金)午後3時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、コマツナ、ニンジン、ダイコン、トマト、きゅうり等を栽培しています。耕作面積は約78a。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人が300日、妻が240日です。所有機械はトラクター1台、管理機1台、耕運機1台等です。販路につきましては、通信販売、量販店、庭先販売です。取得農地の営農計画はサトイモを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は通信販売、量販店、庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号、番号1農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明と報告を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号、番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は5月17日(金)午後2時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、お茶、イチゴを栽培しています。耕作面積は約370aです。農業従事者は従業員1名、パートが10名です。農業従事日数は従業員が200日、パートが延べ1,440日です。所有機械は、乗用摘採機1台、防除機1台等です。販路につきましては、自社販売、自家消費です。申請地の営農計画ですが、イチゴを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は自社消費、自社販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると思われるので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以

上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 3 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 5 月 17 日 (金) 午後 2 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ミカン、野菜類などを栽培しています。耕作面積は約 100 a です。農業従事者は本人、妻、息子です。農業従事日数は本人が 340 日、妻が 300 日、息子が 340 日です。所有機械は、トラック 1 台、ホイールローダー 1 台、フォークリフト 1 台、2 トン車 1 台等です。販路につきましては、自家消費、庭先販売、自社販売です。申請地の営農計画ですが、牧草を栽培予定です。通作距離は徒歩で 10 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。

続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用資材置場。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号6、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由工場用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和6年瑞穂町農業委員会5月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時

議 長

第 11 番 委 員

第 1 番 委 員